

第 1 4 回ガス安全小委員会 事務局提出資料 ～モデル保安業務規程案について～

平成 2 8 年 6 月

経済産業省 商務流通保安グループ
ガス安全室

I. 「モデル保安業務規程」の位置付け

II. 「モデル保安業務規程案」の主な内容について

III. 「モデル保安業務規程案」の主な内容について (旧簡易ガス事業に相当する事業を営む場合)

「モデル保安業務規程」の位置付け

- 改正ガス事業法では、ガス小売事業者が「**保安業務規程**」を事業開始前に作成・届出する義務を課すとともに、**経済産業省**がその内容を確認。
- **新規参入者を含めたガス小売事業者**が保安業務規程を作成するに当たって**参考**となるよう、国として「**モデル保安業務規程**」を作成し、**広く公表**する。
- また、**国**は「**モデル保安業務規程**」を**参考**に内容を確認。事業者による創意工夫は積極的な記載が求められるが、**合理的な理由なく乖離**することで、**適正な実施を確保**されなくなるおそれがあると判断できる場合には、**変更命令の発出事由**となる。

保安業務規程の概要

- ① **消費機器の調査・危険発生防止周知等の保安業務**に関する規程（**保安業務規程**）を作成し、事業開始前に**経済産業大臣に届出**（規程変更時も同様の届出を義務付け）。

（保安業務規程の記載事項）

- ◆ 調査・周知の実施方法
- ◆ 社内の責任体制
- ◆ 調査従事者への教育・訓練方針
- ◆ 災害その他非常時における対応 等

事業者：モデル規程を参考に**作成**

国：モデル規程を参考に**確認**

- ② **経済産業大臣**は、保安業務の**適正な実施を確保**するため必要があるときは、保安業務規程の**変更命令**を発出。
- ③ **ガス小売事業者・従業者**は保安業務規程の**遵守義務**が課せられる。

改正ガス事業法

（保安業務規程）

第一百六十条 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前条の業務（以下この条において「保安業務」という。）に関する規程（以下この条において「保安業務規程」という。）を定め、その事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 （略）

3 経済産業大臣は、保安業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、ガス小売事業者に対し、保安業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4・5 （略）

I. 「モデル保安業務規程」の位置付け

II. 「モデル保安業務規程案」の主な内容（※）について

（※）ただし、今後整備される改正ガス事業法第159条及び第160条関係の省令等によっては、今後本内容を変更する可能性がある。

（※）本「モデル保安業務規程」は、一般ガス導管事業者からガス小売事業の用に供するガスに係る託送供給を行っている場合において、ガス小売事業者が作成・届出するものを想定している。なお、特定ガス導管事業者が託送供給を行っている場合にも、ガス小売事業者は緊急・大規模災害時の連携・協力について、必要に応じて本規程の第6章・第7章の記載に準じて作成することが望ましい。

III. 「モデル保安業務規程案」の主な内容について （旧簡易ガス事業に相当する事業を営む場合）

「モデル保安業務規程案」で整備する項目の目次

第1章 総則

- ・目的、適用範囲

第2章 保安管理体制

- ・保安管理組織、組織系統、保安業務監督者の選任
- ・保安業務監督者の職務、不在時の措置、解任

第3章 保安に関する教育及び訓練

- ・保安業務監督者・調査員の資格
- ・保安業務に従事する者に対する教育・訓練
- ・消費機器事故処理に携わる者に対する教育・訓練
- ・ガス漏えい及び導管事故等の覚知に係る教育・訓練

第4章 周知業務の実施方法

- ・危険発生防止周知
- ・緊急保安受付窓口の周知、調査に係る周知
- ・内部規程への委任

第5章 調査等業務の実施方法

- ・消費機器に関する調査
- ・消費機器に関する調査結果の通知・再調査
- ・不在の場合、立入り拒否の場合の処理
- ・調査対象機器を所有又は占有していない場合の処理
- ・帳簿、調査員による証明書の携帯・提示
- ・調査結果の一般ガス導管事業者への通知
- ・内部規程への委任

第6章 災害その他非常の場合（ガス漏えい等の緊急時）に行う業務の実施方法

- ・ガス漏えい等の通報に対する措置の実施
- ・ガス漏えい及び導管事故等を覚知したときにとる措置
- ・一般ガス導管事業者がとる措置に対する連携・協力
- ・連携・協力に係る体制整備、事故発生時の体制整備
- ・防災関連機関との連携
- ・内部規程への委任等、誠実な協議

第7章 大規模災害時に行う業務の実施方法

- ・対策本部の参画及び体制の確立
- ・広報活動
- ・一般ガス導管事業者との連絡方法
- ・対策本部に必要な要員の確保
- ・動員状況の把握と報告
- ・需要家情報の共有、資機材の整備
- ・災害対応に関する教育及び訓練
- ・一般ガス導管事業者が行う教育及び訓練の参加
- ・内部規程への委任等、誠実な協議

第8章 その他保安に関し必要な事項

- ・自主保安に関する業務
- ・ガス工作物の施設の操作その他の変更に関する承諾

第9章 保安記録

- ・記録、保存期間

(※) この他、具体的な組織系統、技術基準等を示す別表、調査結果を記載する帳簿の様式等を規定。

第10章 雑則

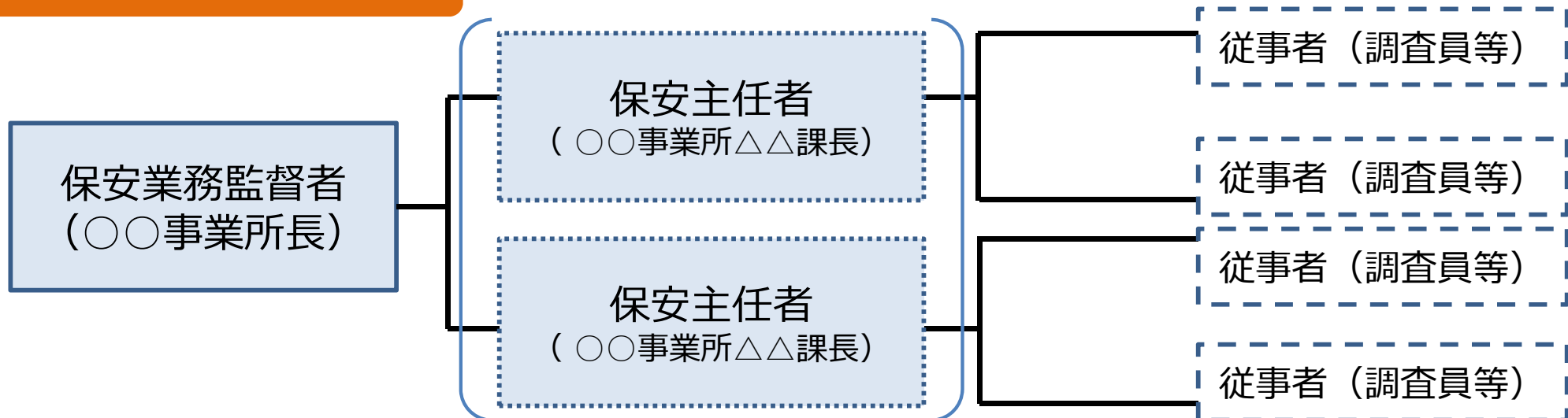
- ・この規程の改正
- ・この規程に違反した者に対する措置

第2章 保安管理体制

項目	主な内容
保安管理組織、組織系統	◇保安業務を管理する<u>事業所ごとに</u>、保安業務の監督に当たらせるため、<u>保安業務監督者を選任</u>する。また、<u>事業所の「課、係又はこれに準ずる単位」</u>ごとに、必要に応じて<u>保安主任者</u>を置く。<u>具体的な組織系統</u>は、保安業務規程の<u>別表で明確に定める</u>。 ◇<u>保安業務監督者には、「事業所の長」</u>をもって充てる。
保安業務監督者等の職務	◇<u>保安業務監督者</u>は、（i）事業所の<u>全ての保安業務を統括管理</u>し、（ii）<u>保安業務の実施計画・教育計画の審査</u>、（iii）<u>諸規程の制定及び改廃に意見</u>を述べる、（iv）<u>事故内容の審査</u>、（v）所管官庁に提出する<u>報告書の審査</u>、（vi）<u>立入検査の対応</u>を担う。 ◇<u>保安主任者</u>は、（i）<u>保安業務の実施計画・教育計画</u>の作成・実施、（ii）<u>諸規程の制定及び改廃の立案</u>、（iii）記録確認等を担う。 ◇<u>保安業務の従事者</u>は、保安業務監督者による<u>指示を遵守しなければならない</u>。
保安業務監督者不在時	◇保安業務監督者は、自分が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、<u>保安業務監督者の代行者をあらかじめ指名</u>。
保安業務監督者の解任	◇<u>保安業務監督者</u>は、（i）<u>異動による転出</u>、（ii）<u>解職</u>、（iii）<u>長期にわたる出張、病欠</u>など、その職務を行うのに不適当と認められるとき、（iv）<u>法令等に違反</u>するなど保安の確保上不適当と認められるときには、<u>解任される</u>。

第2章 保安管理体制のイメージ

保安管理組織の系統



- (※) ガス小売事業者の規模等の実態によっては、保安主任者を設けず、保安業務監督者が直接に従事者に対する指揮等を行う場合もある。
- (※) 従事者（調査員、周知員など）は、委託先の従業員でも可。

保安業務監督者に必要な知識

【参考】（一財）日本ガス機器検査協会による講習案（3日間程度を想定）

- ①ガス事業関係法令（保安関係）
- ②ガスに関する物理及び化学理論
- ③周知、調査その他の保安業務に関する技術
- ④ガス器具の構造及び機能

科目名	主な教育内容
法令に関する知識	ガス小売事業者が消費機器調査などの保安業務を行う上で遵守すべき関係法令に関する知識
ガス及びガス消費機器に関する知識	ガスの燃焼、ガス消費機器の分類・構造、燃焼器の給排気方式などに関する知識
消費機器調査・周知 その他保安業務に関する知識	ガス小売事業者がガス需要家に対して行う ガス消費機器の調査・周知業務等の保安業務に関する知識
修了試験	上記の3科目から出題

第3章 保安に係る教育及び訓練

項目	主な内容
保安業務監督者の資格	◇保安業務監督者には、（i） <u>ガス主任技術者免状を有する者</u> 、（ii） <u>（一財）日本ガス機器検査協会が行う保安業務監督者講習の課程を修了した者</u> 等のいずれかのうちから選任。
調査員の資格	◇ <u>調査員（消費機器を調査する者）</u> は、（一社）日本ガス協会が行う <u>消費機器調査員資格を有する者</u> 等をもって充てる。
保安に係る教育・訓練	◇ <u>保安業務の従事者</u> に対し、日常の業務を通じて保安に関する教育及び訓練を行うほか、以下について <u>毎年作成する計画により教育・訓練を実施</u> 。 （i）保安業務に従事する者としての <u>基本的心構え等保安意識の徹底強化</u> （ii）保安業務に関する <u>知識・技能の習得向上</u> （iii） <u>事故時・非常災害時の措置</u> （iv） <u>消防法令等火災予防</u> 等
消費機器事故処理に携わる者に対する教育・訓練	◇ <u>消費機器事故等の処理に携わる者</u> に対しては、上述の教育・訓練に加えて、以下の項目に関する事項につき、 <u>毎年作成する計画により教育・訓練を実施</u> 。 （i）消費機器事故等の処理業務の従事者としての <u>基本的心構えその他保安意識の徹底強化</u> （ii）消費機器事故等に対する措置に関する <u>知識・技能の習得向上</u> 等
ガス漏えい及び導管事故等の覚知に係る教育・訓練	◇ <u>調査業務等・電話窓口業務の従事者</u> に対し、以下の事項につき、 <u>毎年作成する計画により、ガス漏えい及び導管事故等を覚知した場合や、需要家からその事実を通知された場合にとるべき行動に関する教育・訓練を実施</u> 。 （i）ガス漏えい及び導管事故等を覚知し、需要家からその事実を通知された場合において、 <u>一般ガス導管事業者に対する通報</u> （ii） <u>ガスメーターコックの閉止方法</u> （iii） <u>マイコンメーターの復帰方法</u>

第3章 保安に関する教育及び訓練のイメージ（1）

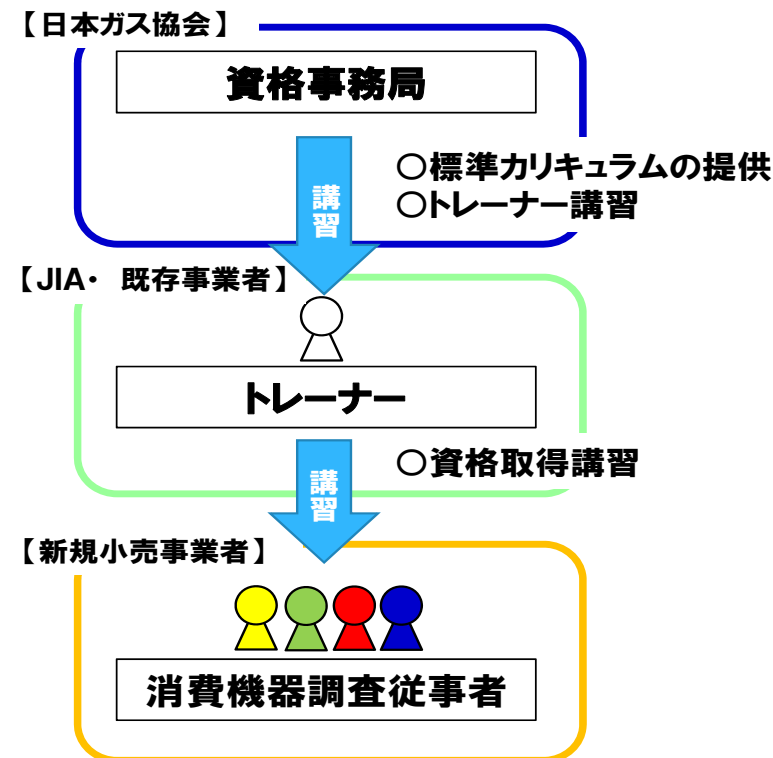
【参考】（一社）日本ガス協会による「消費機器調査員資格（案）」のイメージ

講習内容のイメージ（21時間程度）

資格名			（仮称）消費機器調査員
可能となる作業			・消費機器調査（省令化予定の開栓業務 機会での調査も含む）
教育内容（認定範囲）	共通内容	①基礎知識	・ガス小売事業者として必要な基礎知識 注)
		②消費機器調査（法定）	・ガス事業法第159条第2項に定めるガス消費機器調査に関する事項
		③自主保安	・保安業務規程へ必須記載の自主保安3項目 1. 接続具の確認 2. 不燃防無し小型湯沸器の排ガスCO測定 3. 業務用換気警報器の設置促進

注）従来の基礎知識に加え、ガス小売事業者として必要なガス漏えい時の対応やマイコンメーター対応、災害時復旧対応等の基礎知識に関する講習を①基礎知識にて行う。

新規参入のガス小売事業者に対する講習イメージ



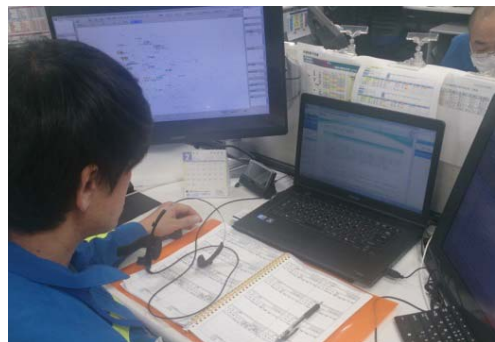
第3章 保安に関する教育及び訓練のイメージ（2）

現在実施されている教育及び訓練

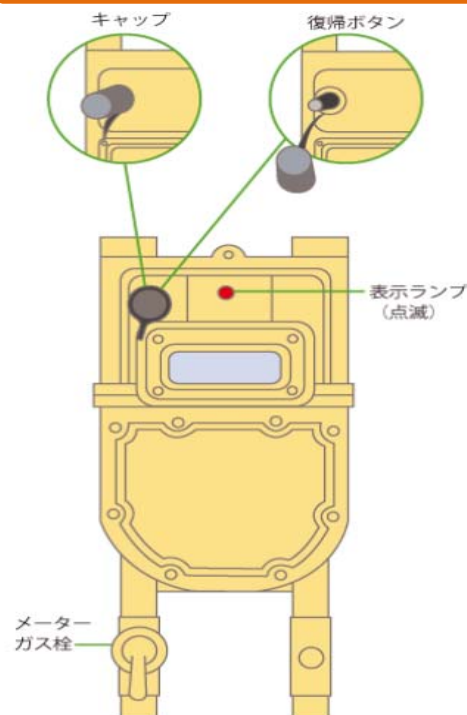
- 各自の担当業務遂行に必要なスキルを高める教育・訓練に加え、以下の項目等について定期的に教育を実施（委託先の従業員含む）

- ✓ ガス事業法等の目的・意義
- ✓ 過去の重大な事故事例
- ✓ 大規模災害時の体制・動員基準 など

【参考】Web教材を用いた自席での学習および集合教育



マイコンメーターの復帰操作



(i) 器具栓を閉じ、または運転スイッチを切ることにより、全てのガス機器を止める。

(ii) 復帰ボタンのキャップを手で左に回し、キャップを外す。

(iii) 復帰ボタンをしっかりと押し、表示ランプが点灯したらゆっくり手を離す。

(iv) 約3分間後、赤ランプの点滅が消えていれば、**ガスの復帰が完了。**

【参考】デモ機を用いたマイコンメーター復帰操作の教育



第4章 周知業務の実施方法

項目	主な内容
危険発生防止周知	◇<u>需要家に対するガス使用の注意事項の周知</u>に関し、法令に定める周知項目や周知頻度に基づき、<u>適切な計画を立てて実施</u>する。 ◇<u>周知は書面配布により行うことが原則</u>であるが、<u>需要家の承諾を得た場合</u>には、周知書面に記載すべき事項を<u>情報通信技術を利用する方法により提供</u>することができる。ただし、当該方法により提供した場合であっても、<u>需要家から求めがあった場合には書面を配布</u>する。 ◇定期的な周知の他に、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出・頒布、巡回訪問などにより広く周知を行い、ガス使用に伴う危険の発生防止に努める。
緊急保安受付窓口の周知	◇<u>一般ガス導管事業者の緊急保安受付窓口の周知</u>を実施するに当たっては、<u>あわせてガス小売事業者の一般的な相談窓口の連絡先も周知</u>する。 ◇緊急時の連絡に関する周知方法については、<u>あらかじめ一般ガス導管事業者と協議</u>して決める。
調査に係る周知	◇<u>需要家がガス小売事業者を切り替えた際には、切替えのタイミングから消費機器調査を実施する責任主体が変更</u>される。そこで、ガス小売事業者は、<u>ガスの使用の申込みを受け付けたときに実施する周知</u>の中で、あわせて<u>調査の責任主体が自社となったことを需要家に知らしめる</u>。
内部規程への委任	◇上記のほか、周知項目及び周知要領その他の周知に係る詳細は、内部規程で定める。

第4章 周知業務の実施方法のイメージ

危険発生防止周知の例

一般周知 全需要家



緊急保安受付窓口の周知

**ガスを安全に
使いましょう**

- お客さまのガスは（ガス種）ですから（ガス種）用のガス器具をお使いください
- ガスご使用時は換気にご注意
- 外出時、お休み前はガス栓の点検

**ガス漏れ等 緊急の場合の
連絡先（●●ガス）【24時間電話受付】**
TEL 000（000）0000

一般お問合せ先（▲▲ガス）【電話受付時間 0:00～0:00】
TEL 000（000）0000

ガス臭いと感じたときはすぐに
一般ガス導管事業者へご連絡ください。

ガス漏れは**火災**や**爆発**のおそれがあり**危険**です。

屋外、共用部、お部屋の中などで、ガス臭いときや警報器が
鳴っているときは、すぐに〇〇ガスの**ガス漏れ通報専用電話**
へご連絡ください。

一般お問合せ先	ガス漏れ通報専用電話
000-000-0000	000-000-0000
ガス小売事業者の 一般的な相談窓口を記載	一般ガス導管事業者の 緊急保安受付窓口を記載

電話受付時間：0:00～0:00（ガス漏れ専用電話は24時間受付）
 内管工事などのお問合せについては、こちらの一般ガス導管事業者の窓口にご連絡ください。
 000-000-0000

個別周知 特定の機器を 持つ需要家

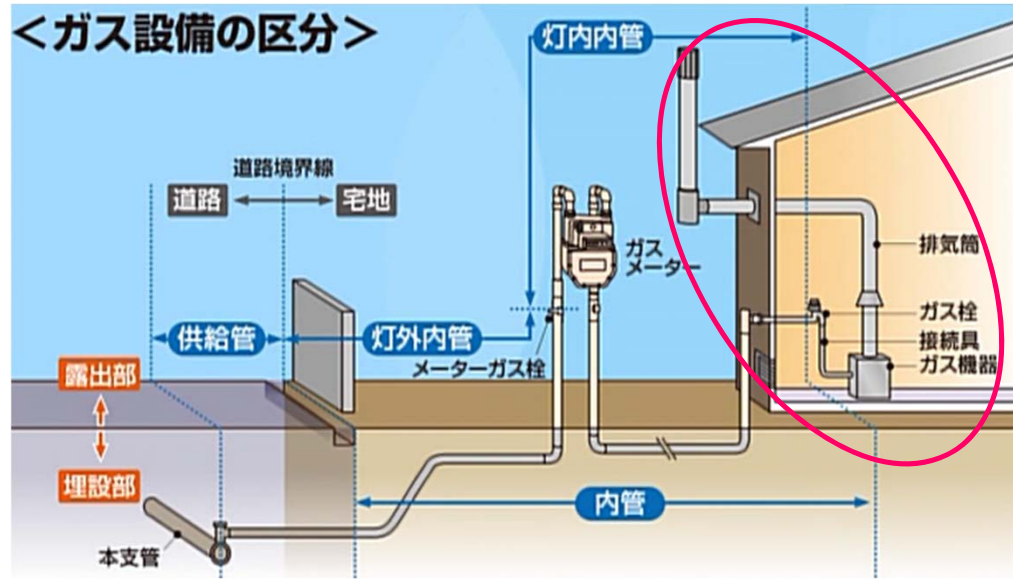


第5章 調査等業務の実施方法

項目	主な内容
消費機器に関する調査	◇<u>消費機器の技術基準適合性の調査</u>に関し、調査対象機器の有無を確認するとともに、法令に定める調査項目や調査頻度に基づき、<u>適切な計画を立てて実施</u>する。 ◇<u>開栓を伴わないスイッチの場合</u>であって、<u>一般ガス導管事業者経由で直近の調査結果を引き継いだ場合</u>には、<u>供給開始時の調査を要しない</u>。ただし、<u>需要家の承諾を得られない場合には、調査を実施</u>しなければならない。
消費機器に関する調査結果の通知・再調査	◇<u>消費機器調査の結果、技術基準不適合の場合</u>には、技術基準に適合するためにとるべき措置、その措置をとらなかった場合に生ずべき結果を<u>需要家に通知</u>する。さらに、その通知の日から1月を経過した日以後5月以内に<u>再び調査</u>する。
不在需要家・立入り拒否 需要家の処理	◇調査の際、<u>不在のため調査できなかった需要家には、再度訪問</u>して調査を行う。需要家が調査場所への<u>立入を拒否した場合には、調査の目的を十分に説明</u>し、承諾を得るよう努める。
調査員による証明書の 携帯・提示	◇<u>調査員は、常にその身分を示す証明書を携帯</u>し、関係者の請求があったときは提示。
調査結果の一般ガス導管事業者への通知	◇<u>調査が完了した日</u>以後遅滞なく、需要家の承諾を得て、<u>調査結果を一般ガス導管事業者</u>に通知する。また、<u>通知について承諾を得られなかった場合には、需要家に目的を十分に説明</u>するとともに、それでも承諾が得られない場合には、<u>その旨を一般ガス導管事業者</u>に通知する。 ◇調査結果の通知の際には、一般ガス導管事業者の<u>緊急保安を適正かつ円滑に実施するために必要な消費機器情報があれば、あわせて提供</u>するよう努める。
内部規程への委任	◇上記のほか、消費機器の種類ごとに定められた技術上の基準、調査項目及び調査要領その他の調査に係る詳細は、内部規程で定める。

第5章 調査等業務の実施方法のイメージ

消費機器調査のイメージ



給排気不備の場合の通知例

(様式No.14)

給排気設備改善のお願い（初回・再調査）

(取)

様

(調査年月日　年　月　日)

本日、お客さまのガス風呂がたまよびガス供給部の給排気設備について調査させていただきました。
またしたところ、下記事項（○印）に不備がある。このままご使用されますと一般化燃焼（Ｃ
Ｏ中毒）の原因となり、状態が悪化し、更に事故につながるおそれがありますので、無急改良が必要す
るよう御願いいたします。なお、ご不便な点がありましたら下記へお問い合わせください。

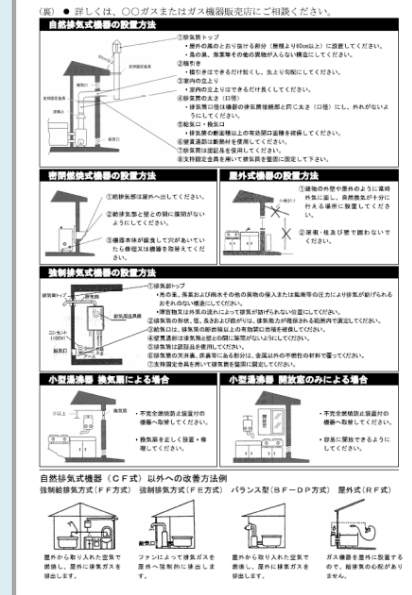
給排気設備等不適合項目		対象機器部	
		ふろがま	湯沸器・小形
給排気設備	なし		
自然排気	排気口・排気管・先端屋外へはずれ・穴あき		
強制排気	排気口・先端屋外へはずれ・穴あき		
排気風道	自然断熱風道・排気あふれ・ホコリ溜まり		
排気フード	用途・適用条件		
換気扇	能力・位置・作動		
自然排気口	設置・位置		
排気フード	仕様・位置		
排気フード	設置・位置		
換気は必要	窓・開口部		
窓（又はその代り）	開放・面積・位置・高さ		
密閉構造で換気の確保困難	開放・面積・位置・高さ		
密閉構造で換気の確保困難	常時通気用開閉・先端屋外・材質		
燃料配気方式特定燃焼器	燃焼炉検査、検定機関検査、スアックー、回収装置・ホコリ溜まり		

(備考)
（特定期間動作確認異常時の記載例）
メーカーに連絡してありますので、メーカーによる点検が終わるまで、ご使用になれませんようにお願いします。

※この設備がお客様ご自身のもでない場合は、所有者の方と改善についてご相談ください。

所在地

〇　ガス
担当番号
電話番号



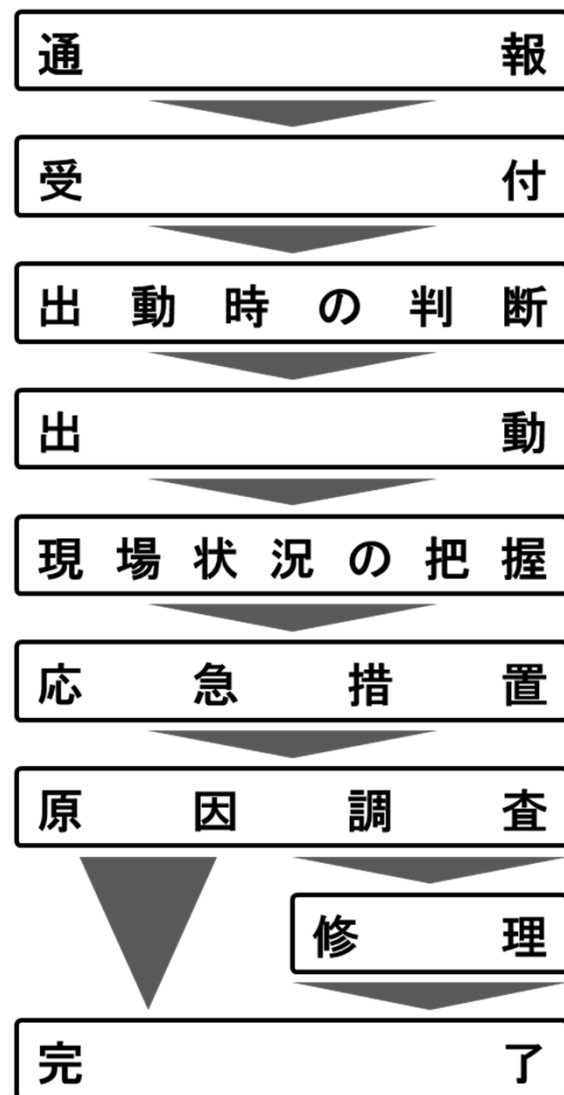
排気筒の穴アキ・外れの確認

第6章 災害その他非常の場合（ガス漏えい等の緊急時）に行う業務の実施方法

項目	主な内容
ガス漏えい等の通報に対する措置の実施	◇<u>ガス小売事業者の一般的な相談窓口</u>に、需要家から<u>ガス漏えい等の通報</u>を受けた場合には、<u>一般ガス導管事業者の緊急保安受付窓口の連絡先を通知</u>し、当該窓口への速やかな通報を促す。 ◇また、<u>マイコンメーター作動によるガスの出不良の通報</u>を受けた場合は、需要家に対し<u>操作方法を通知して操作を促す</u>とともに、必要に<u>応じて一般ガス導管事業者の緊急保安受付窓口の連絡先を通知</u>。
ガス漏えい・導管事故等を覚知したときにとる措置	◇<u>消費機器調査中に、調査員がガス漏えい等を覚知</u>したときには、メーターガス栓の閉止、マイコンメーターの復帰操作など<u>必要な措置を行う</u>とともに、<u>速やかに一般ガス導管事業者の緊急保安受付窓口へ通報</u>。
一般ガス導管事業者がとる措置に対する連携及び協力	◇<u>ガス小売事業者</u>は、一般ガス導管事業者による<u>緊急保安に関する需要家からの苦情・問合せに原則対応</u>する。また、<u>一般ガス導管事業者とともに処理すべき場合には、一般ガス導管事業者に連絡の上、共同して対処</u>する。 ◇他方、<u>需要家の苦情・問合せ</u>について、<u>一般ガス導管事業者以外が処理することが困難な場合は、一般ガス導管事業者に対応を引き継ぐ</u>。 ◇一般ガス導管事業者がとる<u>緊急保安の妨げとなる行為を行なわない</u>。
連携・協力、事故発生時の体制整備	◇緊急時に備え、<u>一般ガス導管事業者との連絡を常時可能</u>とし、<u>あらかじめ当該窓口の連絡先を一般ガス導管事業者に通知</u>する。事故報告に関する業務についても同様。
別途定める方法による対処、誠実な協議	◇上記のほか、緊急時における受付その他の措置に係る詳細は、内部規程で定める。 ◇緊急時の対応方法について、一般ガス導管事業者との協議により別途方法を定めた場合には、当該方法により対処する。 ◇一般ガス導管事業者から上記以外の<u>協力依頼があったときは誠実に協議に応じる</u>。

第6章 ガス漏えい等の緊急時に行う業務の実施方法のイメージ

ガス漏れ等の緊急時対応の業務フロー



ガス小売事業者の役割

- ・自社の一般的な相談窓口にて、需要家からガス漏えい等の通報を受けた場合には、緊急保安受付窓口の連絡先を通知し通報を促す。
- ・マイコンメーター作動によるガスの出不良の通報を受けた場合は、需要家に対し操作方法を通知して操作を促す。必要に応じて、緊急保安受付窓口の通報を促す。

- ・消費機器調査中にガス漏えい等を覚知したときには、メーターガス栓の閉止、マイコンメーターの復帰操作など必要な措置を行うとともに、速やかに一般ガス導管事業者の緊急保安受付窓口へ通報。

- ・緊急時に備え、あらかじめ当該窓口の連絡先（携帯番号等）を一般ガス導管事業者へ通知し、常時連絡可能とする。（必要があれば、一般ガス導管事業者から当該連絡先に連絡がある。）

- ・ガス小売事業者は、一般ガス導管事業者による緊急保安に関する需要家からの苦情・問合せに対し、原則まずは対応する。

- ・消費機器・ガス栓操作に起因する事故の場合には、産業保安監督部長に事故報告する。

第6章 ガス漏えい等の緊急時に行う業務の実施方法のイメージ

【参考】一般ガス導管事業者によるガス漏れ等の緊急時対応のイメージ

緊急保安受付・指令室



緊急車両



現場状況の把握



漏えい調査（灯内内管）



配管の位置調査



修理



第7章 大規模災害時に行う業務の実施方法（1）

項目	主な内容
対策本部の参画及び体制の確立	◇<u>大規模災害時業務を優先</u>し、あらかじめ一般ガス導管事業者と協議して定めた基準に基づき、<u>一般ガス導管事業者が設置した対策本部に参画</u>。対策本部には、「<u>顧客対策隊</u>」に必要な要員を供出する。 ◇原則、対策本部に置かれた<u>対策本部長</u>（対策本部長が不在となる場合にあっては、本部長代行者。）の指示のもと、<u>必要な業務を行う</u>。 ◇対策本部に供出した要員を必要に応じて援助し、又は対応が長期化した場合における交代要員の確保等の<u>後方支援ができる体制を確立</u>。
広報活動	◇需要家に対し<u>発生直後、ガスの供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点</u>において、一般ガス導管事業者とともに、<u>その状況に応じた広報活動</u>を行う。
一般ガス導管事業者との連絡方法	◇大規模災害業務に関し<u>一般ガス導管事業者と相互の情報連絡</u>が行えるよう、あらかじめ<u>連絡系統、連絡担当者等</u>を取り決め、<u>定期的に共有</u>する。
対策本部に必要な要員の確保	◇対策本部において従事する<u>業務の種類・要員規模等の詳細</u>は、あらかじめ<u>一般ガス導管事業者と協議して定める</u>。 ◇あらかじめ対策本部への<u>要員予定者</u>を定め、<u>一覧表を作成し定期的に共有</u>する。 ◇<u>委託先の従業員を要員予定者とする場合</u>には、委託先に対して確認し、<u>他のガス事業者の要員予定者一覧表と重複していない者</u>をもって充てる。
動員状況の把握と報告	◇大規模災害時には、速やかに<u>対策本部への要員予定者の動員状況を一般ガス導管事業者</u>に報告する。

第7章 大規模災害時に行う業務の実施方法（2）

項目	主な内容
需要家情報の共有	◇大規模災害時に備え、あらかじめ救急指定病院など 社会的重要度が高い需要家の一覧表を作成し、一般ガス導管事業者と定期的に共有 する。
資機材の整備	◇電話回線、非常用電源設備、パソコン、通信設備その他 必要な資機材を整備 し、あらかじめ 一般ガス導管事業者に対し、整備状況を共有 する。
災害対応に関する教育・訓練	◇ 自社の要員予定者 に対し、 毎年作成する計画により教育及び訓練を実施 する。 具体的な内容は、以下のとおり。 （i）動員基準及び動員方法 （ii）安否の確認 （iii）大規模災害業務として行う役割 （iv）指揮命令系統、対策本部との連絡方法、連絡先 （v）動員状況の情報の把握、一般ガス導管事業者への情報提供・交代要員等 （vi）その他大規模災害業務に関し必要な事項
一般ガス導管事業者が行う教育・訓練の参加	◇自社の要員予定者を、 一般ガス導管事業者が実施する合同教育・合同訓練に参加 させる。
詳細等の協議	◇上記のほか、大規模災害の場合における動員基準、動員方法、業務の種類、要員規模その他の措置に係る詳細は、内部規程で定める。 ◇大規模災害の場合における ガス小売事業者がとるべき措置の詳細は、あらかじめ一般ガス導管事業者と協議して定める 。 ◇一般ガス導管事業者から上記以外の 協力依頼があったときは、誠実に協議に応じる 。

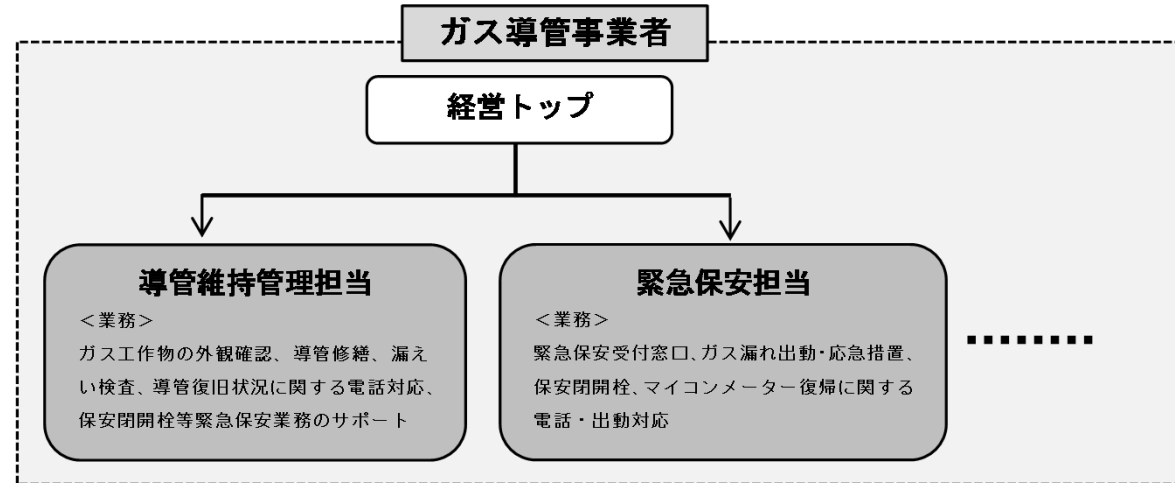
第7章 大規模災害時に行う業務の実施方法のイメージ（1）

大規模災害発生時におけるガス小売事業者に対する参集基準

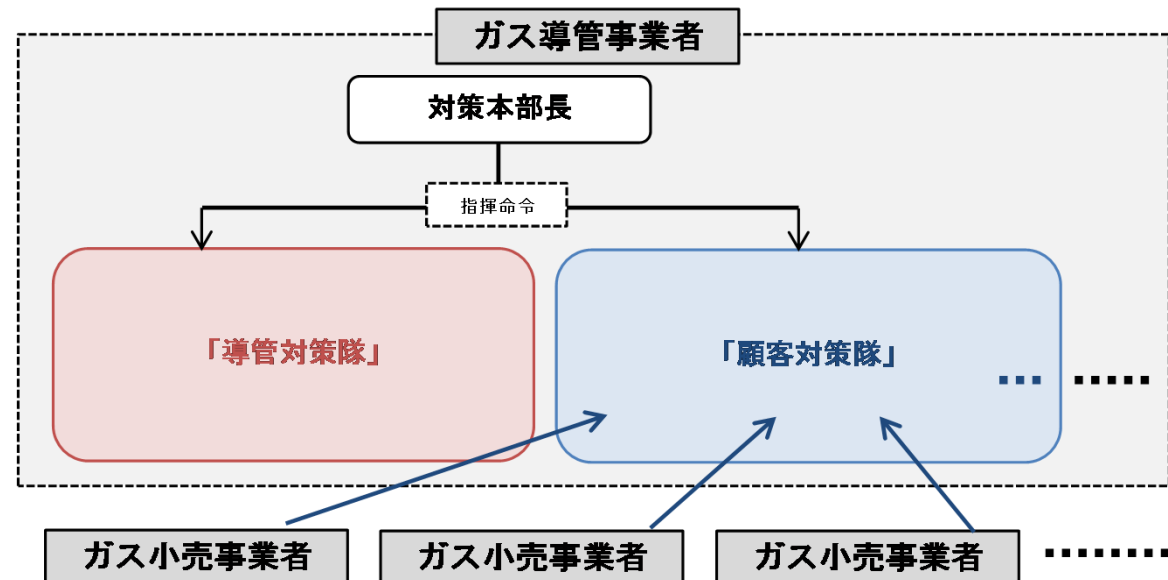
小規模災害時 (震度4以下の地震)、 供給支障対応等	平常時の体制 #1
大規模災害が発生し、 又は発生するおそれがあるとき (震度5弱の地震等)	平常時の体制 #1 →導管事業者から要請 があれば、大規模災害 時の特別体制 #2に移行 (必要に応じて指定要 員参集)
大規模災害が発生し、 又は発生するおそれがあるとき (震度5強以上の地震等)	大規模災害時の 特別体制 #2 (指定要員の自動参集)

(※) 小規模災害時等においても、一般ガス導管事業者が協力
要請に行う場合は、ガス小売事業者は誠意を持って協議するこ
とが望ましい。

#1 平常時の体制（基本イメージ）



#2 大規模災害時の特別体制（基本イメージ）



第7章 大規模災害時に行う業務の実施方法のイメージ（2）

【参考】一般ガス導管事業者の対策本部における大規模災害時対応のイメージ

対策本部の事務局



臨時の電話受付（顧客対策隊）



ガス漏れ出動（導管対策隊）



復旧作業（導管対策隊）



閉開栓作業（顧客対策隊）



第7章 大規模災害時に行う業務の実施方法のイメージ（3）

大規模災害時対応に備えた資機材の事例

回線形態	回線種別	災害時に有効な通信手段
有線	一般回線	災害時優先固定電話
	専用回線	インターネット
無線	一般回線	専用回線電話
		災害時優先携帯電話
		衛星携帯電話
	専用回線	MCA無線
		自営固定・移動無線
		衛星通信

災害時有線電話



モンキーレンチ



一般ガス導管事業者による合同教育・訓練のイメージ

総合防災訓練



防災教育



需要家広報の事例

もしも地震が起きたら

① まずは身の安全を確保しましょう

まずは机の下に身を隠すなどをしてください。揺れ5相当以上の地震の場合は、ガスメーター（マイコンメーター）が自動的にガスを遮断します。あわてず落ち着いて行動しましょう。



② 揺れがおさまったらガスの火を消してください。

ガス機器を使用していた場合、器具栓を閉めて火を消し、ガス栓も閉めてください。



③ 地震のあと、ガスをふたたび使うとき

次のことを確認してください。

- ガス機器周囲でガスの臭いがしないか
- ガス機器本体に变形・破損等異常がないか
- 燃焼式など屋内外の配管状況を確認してください。（外れ・ひび・腐食がないか可能な範囲で目視確認してください。）
- ガス接続員が正しく接続されているか確認してください。（接続員に外れがないか目視確認してください。）

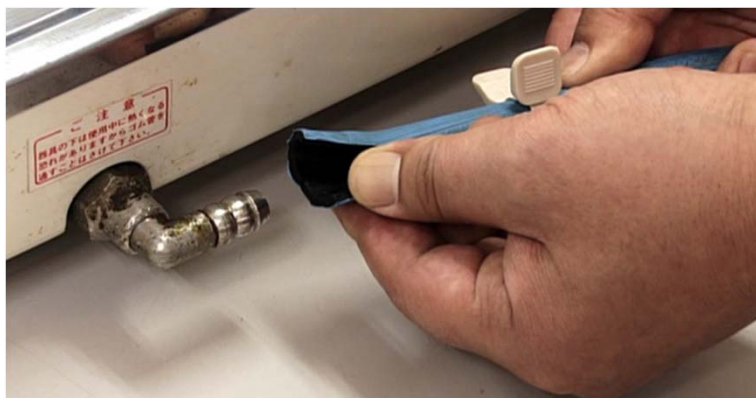


第8章 その他保安に関し必要な事項

項目	主な内容
自主保安に関する業務	◇自主保安業務として、以下の業務を実施する。 (i) 全ての需要家に対して、燃焼器とゴム管等との接続を確認 (ii) 不完全燃焼防止装置のない開放型小型ガス瞬間湯沸器に対して、排ガス中の一酸化炭素濃度を測定 (iii) 飲食店の需要家に対する業務用換気警報器の設置促進 ◇上記以外の自主保安業務についても、内部で規程を作成して実施する。
ガス工作物の施設の操作 その他の変更に関する承諾	◇ガス工作物の施設の操作その他の変更については、当該ガス工作物の保安責任を有する一般ガス導管事業者と協議し、承諾を得ておく。

保安業務規程に記載すべき自主保安項目の実施イメージ

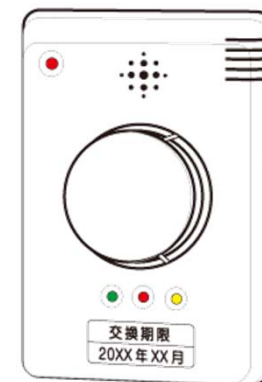
燃焼器の接続確認



小型湯沸器の一酸化炭素測定



業務用換気警報器の設置促進



第9章 保安記録

項目	主な内容
記録、保存期間	◇ <u>調査・周知について記録を作成</u> し、次に調査・周知が実施されるまでの間、保存する。 ◇ <u>消費機器に係る事故について記録を作成</u> し、10年間、保存する。

第10章 雑則

項目	主な内容
この規程の改正	◇ <u>保安業務規程を改正</u> するときは、 <u>保安業務監督者の意見</u> を聴かなければならない。
この規程に違反した者に対する措置	◇ <u>保安業務規程に違反した者に対する措置</u> について、内部規程であらかじめ定めておく。

I. 「モデル保安業務規程」の位置付け

II. 「モデル保安業務規程案」の主な内容について

III. 「モデル保安業務規程案」の主な内容（※）について （旧簡易ガス事業に相当する事業を営む場合）

（※）ただし、今後整備される改正ガス事業法第159条及び第160条関係の省令等によっては、今後本内容を変更する可能性がある。

（※）本「モデル保安業務規程」は、旧簡易ガス事業に相当する事業を営むガス小売事業者が作成・届出するものを想定している。ただし、旧簡易ガス事業者以外のガス小売事業者であっても、導管網を維持・運用する場合には、緊急時・大規模災害時に係る対応について本規程の第6章・第7章の記載に準じて作成する必要がある。

（※）旧簡易ガス事業に相当する事業を営むなどガス工作物を維持・運用するガス小売事業者においては、別途改正ガス事業法第24条第1項の規定により保安規程を作成・届出する必要があることに留意。

「モデル保安業務規程案（旧簡易ガス事業版）」で整備する項目の目次

第1章 総則

- ・目的、適用範囲

第2章 保安管理体制

- ・保安管理組織、組織系統、保安業務監督の職務
- ・保安業務監督者の職務、不在時の措置、解任

第3章 保安に関する教育及び訓練

- ・保安業務監督者・**調査員の資格**
- ・保安業務に従事する者に対する教育・訓練
- ・消費機器事故処理に携わる者に対する教育・訓練
- ・ガス漏えい及び導管事故等の覚知に係る教育・訓練
- ・**ガス漏えい及び導管事故等の処理に従事する者に対する教育及び訓練**

第4章 周知業務の実施方法

- ・危険発生防止周知
- ・調査に係る周知
- ・内部規程への委任

第5章 調査等業務の実施方法

- ・消費機器に関する調査
- ・消費機器に関する調査結果の通知・再調査
- ・不在の場合、立入り拒否の場合の処理
- ・調査対象機器を所有又は占有していない場合の処理
- ・帳簿、調査員による証明書の携帯・提示
- ・内部規程への委任

第6章 災害その他非常の場合（ガス漏えい等の緊急時）に行う業務の実施方法

- ・**ガス漏えい及び導管事故等**
- ・**事故発生時の体制整備**
- ・**広報活動**
- ・**防災関連機関との連携**
- ・**内部規程への委任**

第7章 大規模災害時に行う業務の実施方法

- ・**対策本部の設置及び体制の確立**
- ・**関係工事会社等との協力体制**
- ・**地震時の供給停止判断**
- ・**大規模災害時の措置に係る教育及び訓練**
- ・**内部規程への委任**

第8章 その他保安に関し必要な事項

- ・自主保安に関する業務

第9章 保安記録

- ・記録、保存期間

第10章 雑則

- ・この規程の改正
- ・この規程に違反した者に対する措置

（※）この他、具体的な組織系統、技術基準等を示す別表、調査結果を記載する帳簿の様式等を規定。

（※）赤字部分は、旧簡易ガス事業に相当する事業を営むガス小売事業者
に特有の内容。

第3章 保安に関する教育及び訓練（旧簡易ガス事業者版）

項目	主な内容
調査員の資格	◇ <u>調査員</u> には、（一社）日本コミュニティーガス協会が行う <u>登録調査員資格を有する者</u> 等をもって充てる。

【参考】（一社）日本コミュニティーガス協会による「登録調査員資格」の概要

【受講資格】

- ① ガス主任技術者免状の所有者
- ② 高圧ガス製造保安責任者免状又は、高圧ガス第二種販売主任者免状の所有者
- ③ ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者
- ④ 液化石油ガス設備士免状の所有者
- ⑤ 液化石油ガス法に係る業務主任者代理認定書又は、同法施行規則第36条第2項に定める要件に適合する者（調査員は除く。）の講習修了証の所有者
- ⑥ 液化石油ガス法に係る調査員の講習修了証の所有者、ガス事業又は液化石油ガス販売事業に係る周知、開閉栓作業又は、ガス機器の設置・修理並びに供給、工事の実務に6ヶ月以上の経験を有する者

【講習概要】

認定講習	講義： 5時間 「調査員講習テキスト」及び 「消費機器調査・内管漏えい検査規程」に基づく	認定試験（※）： 1時間
再講習	資格取得後、3年毎に再講習（講義： 3時間）	

（※）受講資格の①から⑤の有資格者にあつては、認定試験を省略できる。

第6章 災害その他非常の場合（ガス漏えい等の緊急時）に行う業務の実施方法（旧簡易ガス事業者版）

項目	主な内容
ガス漏えい及び導管事故等	◇以下の要員を常時配置するとともに、事業所ごとに<u>工作車を配置</u>する。 （i）保安責任者 通報に対する受付、連絡、出動、処理に関する指示を行う者 （ii）受付担当者 通報を受け、関係各所に連絡する者 （iii）通信担当者 保安責任者の指示を受けて処理要員に伝える者 （iv）処理要員 指示を受けて現場に出動し、必要な措置を講じる者 ◇処理要員は、事業所が管理する全ての需要家に到達するのに要する時間が<u>原則30分以内であるように配置</u>。 ◇通報の内容に応じた体制により<u>現場に出動し、漏えい検査、関係者以外の立入禁止、ガス供給の停止、窓等の開放による換気、導管の修理その他の必要な措置</u>を講じる。
事故発生時の体制整備	◇事故発生時において発見者が連絡できるように、<u>特定製造所の見やすい場所に通報先を記載した表示</u>をする。
広報活動	◇平常時には、災害発生時の広報活動ができるだけ円滑に行えるよう準備。 ◇災害の発生時は、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行う。 ◇災害発生後、ガス供給を継続する需要家に対しても、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。
防災関連機関との連携	◇消防、警察、地方自治体等各防災関連機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。
内部規程への委任	◇上記のほか、緊急時における受付、連絡、ガス漏えい及び導管事故等の処理の体制及び方法その他の措置に係る詳細は、内部規程で定める。

第6章 ガス漏えい等の緊急時に行う業務の実施方法のイメージ

旧簡易ガス事業に相当する事業を営むガス小売事業者による緊急時対応のイメージ

特定製造所の表示



緊急車両



処理訓練



第7章 大規模災害時に行う業務の実施方法（旧簡易ガス事業者版）

項目	主な内容
対策本部の設置・体制の確立	◇大規模災害による広範囲にわたる設備の被害・二次災害の防止・軽減を図るため、<u>緊急措置、災害復旧活動の組織、人員、資機材及び導管図面等を整備。</u> ◇<u>大規模災害発生時</u>においては、あらかじめ定めた動員の基準に基づき、<u>対策本部を設置</u>する。 ◇あらかじめ<u>対策本部となるべき場所</u>を定め、その場所を<u>職員及び関係工事会社社員に周知徹底</u>するとともに、<u>災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票、需要家名簿等の所要の設備、資料を設置</u>する。
関係工事会社等との協力体制	◇対策本部の設置等の事項については、<u>あらかじめ関係工事会社等に周知</u>するとともに、<u>災害防止のための人員や資機材の提供に関する協力体制を確立</u>しておく。
地震発生時の供給停止判断	◇<u>地震が発生して設備被害が生じ重大な二次災害のおそれがあるなど、供給停止が必要な場合</u>は、特定製造所の感震自動ガス遮断装置を作動させ、又は遮断バルブ等を閉止することにより、<u>直ちにガス供給を停止</u>。 ◇また、<u>特定製造所内に人が常駐</u>しており、<u>感震器が即時の供給停止が必要と認められる震度を検知</u>したときも、特定製造所の遮断バルブ等を閉止することにより、<u>速やかにガス供給を遮断</u>。 ◇<u>大規模災害発生時</u>には、必要に応じて、緊急巡回点検等により、<u>直ちに道路・建物の被害状況、特定製造所・主要導管の被害状況、ガス漏えいの受付情報など情報収集を開始</u>する。 ◇<u>経時的に得られる情報から、設備の被害による重大な二次災害のおそれがあると判断される場合は</u>、特定製造所の遮断バルブ等を閉止し、<u>速やかにガス供給を遮断</u>。
内部規程への委任	◇上記のほか、大規模災害の場合における動員基準、動員方法、組織、分担業務その他の措置に係る詳細は、内部規程で定める。

第7章 大規模災害時に行う業務の実施方法のイメージ

旧簡易ガス事業に相当する事業を営むガス小売事業者による大規模災害時対応のイメージ

災害訓練



復旧作業

